

第 6 章

都市整備推進方策

1. 都市整備の方向性

- 都市整備により都市の活性化を図るための施策の大きな方向性としては、「第4章分野別の都市づくりの方針」で掲げた7分野（土地利用、交通体系、公園・緑地、その他の都市施設、市街地整備、都市景観・都市環境、都市防災）が挙げられます。
- 将来都市像の実現に向けて、各分野で掲げる方針を踏まえて、具体的な施策の取組が重要となります。

2. 具体的な整備施策

- 八女市都市計画マスタープランに掲げる都市づくり施策について、事業の名称、概要、対象地域および施行期間について示します。なお、計画期間が長期にわたる事業もあることから、法制度などの改正、予算の確保、社会経済情勢の変化および上位計画の見直しなど、事業の存続などに大きな影響を及ぼす場合には、必要に応じて事業の改善や見直しを行っていくものとします。

(1) 土地利用関連

No	事業の名称	事業の概要	対象地域					施行期間		
			八女地域	立花地域	黒木地域	準都市計画区域	都市計画区域外	～5年	～10年	～20年
1	都市部におけるコンパクトな市街地形成 (第5次八女市総合計画p48)	都市機能の誘導エリアと居住を誘導するエリアを明確に設定し、都市機能の適切な配置と人口集積に取り組みます。	○	○	○			○	○	○
2	適切な規制・誘導の実施 (第5次八女市総合計画p48)	農地法や自然公園法等の法令および景観条例や環境基本計画との整合を図りながら、本市独自の良好な自然環境の保全を図るとともに、必要に応じて地域活力の維持に資する開発誘導を行います。	○	○	○	○	○	○	○	○
3	中心的な市街地の整備促進 (第5次八女市総合計画p49)	中心的な市街地については、住宅と商業・業務施設、伝統的町並みなどの観光施設が調和した複合的土地利用を促進し、多様な世代や市外観光者が交流する賑やかで魅力ある中心拠点の形成を図ります。	○					○	○	

(2) 交通体系関連

No	事業の名称	事業の概要	対象地域					施行期間		
			八女地域	立花地域	黒木地域	区域 準都市計画	都市計画 区域外	～ 5 年	～ 10 年	～ 20 年
1	幹線道路や都市計画道路の整備 (第5次八女市総合計画 p51)	国道3号、国道3号バイパス(広川～八女)、国道442号(湯辺田～大籠)、国道442号バイパス、主要地方道八女香春線、一般県道唐尾広川線等の幹線道路の事業推進を図ります。また、都市計画道路の整備を図ります。	○	○	○		○	○	○	
2	ふる里タクシーと路線バスの乗り継ぎ利便性の向上 (公共交通網形成計画 p124)	ふる里タクシーと路線バスの乗り継ぎ拠点の設定やダイヤ調整により、乗り継ぎの不便感を軽減し、地域間移動における公共交通利用を促進します。	○	○	○	○	○			
3	バスの待合環境の改善 (公共交通網形成計画 p123)	バス停における待合環境を改善し、バス待ちの負担を軽減します。	○				○			

(3) 公園・緑地関連

No	事業の名称	事業の概要	対象地域					施行期間		
			八女地域	立花地域	黒木地域	区域 準都市計画	都市計画 区域外	～ 5 年	～ 10 年	～ 20 年
1	緑地の保全と公園等の維持管理 (第5次八女市総合計画 p67)	適切な緑地・公園の維持管理を行うとともに、老朽化が進む公園施設に対し、公園利用者の安全性確保およびライフサイクルコスト縮減のため、安全点検や維持補修等の予防保全的管理を計画的に実施します。	○	○	○	○	○	○		
2	市民と協働の緑化活動の推進 (第5次八女市総合計画 p67)	市民ボランティアによる花いっぱい運動や緑地・公園の里親制度など、市民との協働による緑化活動を促進します。	○	○	○	○	○	○	○	
3	十三歩川周辺における散策コースの整備									

(4) その他の都市施設関連

No	事業の名称	事業の概要	対象地域					施行期間		
			八女地域	立花地域	黒木地域	区域 準都市計画	都市計画 区域外	～ 5 年	～ 10 年	～ 20 年
1	上水道への加入促進 (第5次八女市総合計画 p57)	給水地区内の未接続者については広報掲載、水道拡張地区の対象者については説明会の開催などにより水道水の安全性を周知し、加入促進を図ります。	○	○	○	○	○	○	○	
2	合併処理浄化槽の普及促進 (第5次八女市総合計画 p68)	浄化槽設置にかかる支援の拡充により住民負担の軽減を図るとともに、浄化槽関連業者等と連携し支援制度の周知を積極的に行うなど、合併処理浄化槽への早期転換を促進します。	○				○			
3	浸水対策事業の推進 (第5次八女市総合計画 p60)	集中豪雨による浸水被害を軽減するため、浚渫等の適切な河川維持管理やハード事業による浸水対策事業を推進します。	○	○	○	○	○	○	○	

(5) 市街地関連

No	事業の名称	事業の概要	対象地域					施行期間		
			八女地域	立花地域	黒木地域	区域 準都市計画	都市計画 区域外	～ 5 年	～ 10 年	～ 20 年
1	空き家バンク制度の推進 (第5次八女市総合計画 p54)	定住や二地域居住などで空き家の利用を希望する人に情報提供を行い、市内に存在する空き家の有効利用による定住の促進を図ります。	○	○	○			○		
2	前古賀工業団地の整備 (第5次八女市総合計画 p84)	九州自動車道八女インターチェンジに近接する前古賀地区工業団地の整備を促進します。	○					○		

(6) 都市景観・都市環境関連

No	事業の名称	事業の概要	対象地域					施行期間		
			八女地域	立花地域	黒木地域	区域 準都市計画	都市計画 区域外	～ 5 年	～ 10 年	～ 20 年
1	伝統的な建造物の保存・活用 (第5次八女市総合計画 p66)	国の伝統的建造物群保存地区を中心とした、歴史的町並みを形成する建造物の保存修理を進めるとともに、空き町家への店舗誘致や移住促進などによる活用に努めます。	○		○			○		
2	地球温暖化防止活動の推進 (第5次八女市総合計画 p65)	地球温暖化防止に向け、市民・事業者・行政の連携・協働による国民運動「COOL CHOICE」の推進や、再生可能エネルギーの有効活用を促進し、脱炭素社会の実現に向けて取り組みます。	○	○	○	○	○	○		

(7) 都市防災関連

No	事業の名称	事業の概要	対象地域					施行期間		
			八女地域	立花地域	黒木地域	区域 準都市計画	都市計画 区域外	～ 5 年	～ 10 年	～ 20 年
1	防災拠点の整備・強化 (第5次八女市総合計画 p59)	災害発生時における本部機能や避難所として機能する防災拠点として、新庁舎の整備を行い、機能強化を図ります。	○					○		
2	避難所運営の整備 (第5次八女市総合計画 p59)	避難者の健康を守ることを第一に考え、資機材などの適切な管理や更新を図るほか、各関係機関との災害協定締結を推進していきます。また、災害時要援護者や感染症への対応など複合的な課題に柔軟に対応できるよう、避難所運営マニュアルの充実や訓練などを行います。	○	○	○	○	○	○		